⑶　利得の欄は、該当する欄に、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。この場合において、当該空中線がレドームに収容されているものであるときは、レドームの損失を利得の値から減じて記載すること。

⑷　口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線（パラボラ等）使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

⑸　雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注７⑶に準じて記載すること。

［⑹～⑻　略］

⑼　空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35. 25. 47」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

⑽　追尾の方式の欄は、次によること。

ア　コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

イ　指向確度の欄は、その値を記載すること。

［ウ　略］

12　12の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが１キロメートル以上のものに限り記載すること。

13　13の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように35の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、34及び35の欄の記載を要しない。

14　14の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

15　15の欄は、次によること。

⑴　送信の欄は、当該地球局から通信の相手方である人工衛星局等（放送衛星局、放送衛星試験局及び宇宙局を含む。以下この別表において同じ。）までの特性を加味した空中線の交差偏波識別度の値を記載すること。

［⑵　略］

16　16の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

［⑴～⑶　略］

17　18の欄は、無線局種別等コード表により記載すること。

18　19の欄は、航空機地球局の場合、必要があれば共通予備装置の欄を記載すること。その記載にあつては、装置の区分に従い、第２条第６項第１号の装置について記載すること。

19　20の欄は、電波の発射を停止させる装置を有する場合、□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能に関して記載すること。この場合において、２以上の人工衛星局等の電波の発射を停止させるものであるときは、当該人工衛星局等の別に記載すること。

20　21の欄は、制御信号を受信した場合に限り送信を開始する機能を有する場合には、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。

⑶　利得の欄は、該当する欄に、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。この場合において、当該空中線がレドームに収容されているものであるときは、レドームの損失を利得の値から減じて記載すること。

⑷　口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局を除く。）に限り、開口面の空中線（パラボラ等）使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。

⑸　雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注８⑶に準じて記載すること。

［⑹～⑻　同左］

⑼　空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135. 30. 05」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

⑽　［同左］

ア　コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

イ　指向角度の欄は、その値を記載すること。

［ウ　同左］

13　11の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが１キロメートル以上のものに限り記載すること。

14　12の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように33の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価等方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、32及び33の欄の記載を要しない。

15　13の欄は、受信する周波数の範囲を記載すること。

16　14の欄は、次によること。

⑴　送信の欄は、当該地球局から通信の相手方である人工衛星局等（放送衛星局、放送衛星試験局及び宇宙局を含む。以下この様式において同じ。）までの特性を加味した空中線の交差偏波識別度の値を記載すること。

［⑵　同左］

17　15の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

［⑴～⑶　同左］

18　16の欄は、コード表により記載すること。

19　17の欄は、航空機地球局の場合、必要があれば共通予備装置の欄を記載すること。その記載にあつては、装置の区分に従い、第２条第６項第１号の装置について記載すること。

20　18の欄は、電波の発射を停止させる装置を有する場合、□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能に関して記載すること。この場合において、２以上の放送衛星局等、人工衛星局等の電波の発射を停止させるものであるときは、当該人工衛星局等の別に記載すること。

21　19の欄は、制御信号を受信した場合に限り送信を開始する機能を有する場合には、有の□にレ印を付け、それ以外は無の□にレ印を付けること。